西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針及び 西宮市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針の改定について

○指針の改正について

国の定める『有料老人ホーム設置運営標準指導指針』の改正を受け、令和4年4月1日付けで『西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針』及び『西宮市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針』の改正を行いました。

○重要事項説明書の様式改正について

また、有料老人ホーム(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む)に おいては、老人福祉法により作成が義務付けられている重要事項説明書につきましても、上 記の改正に伴い本市の定める様式が改正となりました。

現に運営している有料老人ホームにおきましては、今一度様式を確認いただき、改正後様式に対応されていない場合は、すみやかに改正後の様式で作成いただきますようお願いします。なお、このたびの様式の変更に関しましては、老人福祉法第29条第2項の届出は不要ですが、今後定期報告等の際には改正後の様式でご提出いただきますようお願いします。

〇 改正後指針等確認について

改正後の指針については、以下の URL からダウンロードできます。

西宮市ホームページ

トップページ →「事業者向け情報」→「介護保険サービス事業者関連情報」→「介護保険サービス事業者に関する手続き・申請」→「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置運営について~事業者の方へ~」(ページ番号 10448155)

URL: https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/yuryorojin.html